○高松市歴史資料館等資料収集審査会条例

平成２４年３月２７日

条例第３８号

高松市歴史資料館等資料収集審査会条例

（設置）

第１条　高松市歴史資料館、高松市石の民俗資料館、高松市香南歴史民俗郷土館及び高松市讃岐国分寺跡資料館（次条において「資料館等」という。）が行う事業に係る資料（次条において「資料」という。）の収集を適正かつ円滑に行うため、高松市歴史資料館等資料収集審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

（１）　資料館等が購入し、又は寄贈若しくは寄託を受けようとする資料のうち重要なものの評価に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、資料の収集に関する事項

（組織）

第３条　審査会は、委員６人以内で組織する。

２　審査会の委員は、学識経験者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて、必要の都度委嘱する。

３　委員は、当該諮問に係る審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第４条　審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

５　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事）

第６条　審査会に幹事若干人を置く。

２　幹事は、市職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

３　幹事は、審査会に出席し、審査事項について意見を述べることができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この条例による最初の審査会の会議及び委員の任期満了後における最初の審査会の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。